

サテライト事業所の設置に係る取扱指針

平成29年1月20日制定

令和4年4月1日改定

福島県高齢福祉課

1 目的

この指針は、介護保険事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理（以下、「指定等」という。）に係る取扱い方針を定めることを目的とする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下、「基準通知」という。）に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 主旨

基準通知に定めるとおり、介護保険事業所の指定はサービスの拠点ごとに行うことが原則である。

ただし、介護サービス事業所が少ない過疎地域におけるサービス提供基盤を整備するためには、介護サービスを提供する事業所の職員や利用者の移動負担を軽減することにより、遠方の要介護者へのサービス提供を可能とするサテライト事業所の活用が有効であることから、本指針に基づき、例外的に指定することとする。

4 対象事業

この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業の種類は、介護保険法で規定される居宅サービス事業及び介護予防サービス事業のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護（予防を含む）
- (2) 訪問看護（予防を含む）
- (3) 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- (4) 通所介護（予防を含む）

5 設置の要件

介護保険法による事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行う

が、サテライト事業所の設置に当たっては、基準通知に定める要件のほか、以下の要件を満たす場合に設置を認めるものとする。

ただし、この基準により難しい場合には、個別に設置の可否について判断することとする。

- (1) 当該指針の対象となるサテライト事業所を設置する本体事業所は、福島県の指定を受けた介護保険事業所であること。
- (2) サテライト事業所を設置する場所は、平成24年3月13日厚生労働省告示第120号に定める「厚生労働大臣が定める地域」(特別地域加算の算定対象地域)であって、本体事業所から高速道路(高規格幹線道路、地域高規格道路又はこれに準ずる道路)を利用せずに30分以内に移動できる範囲内であること。
- (3) サテライト事業所の数は1事業所までとし、サテライト事業所の利用定員は本体事業所を上回らないこと。
また、サテライト事業所の実施地域は本体事業所の実施地域の範囲内であること。
- (4) サテライト事業所には、本体事業所に相当する規模の職員数を配置しないこと。
- (5) サテライト事業所の設置後、サテライト事業所を本体事業所として、又は本体事業所をサテライト事業所として運営しないこと。
- (6) サテライト事業所を拠点として行った勤務及びサービスの提供の内容等について、遅滞なく本体事業所で把握する体制が整備されていること。
- (7) 利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の書類の管理等は管理者が一元的に行う責務に含まれるため、基本的に本体事業所で行うこと。これらの書類の写し等をサテライト事業所に保管する場合は、本体事業所と同等の施設できる書庫等を備えること。
- (8) 管理者が、定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認、従業者の指導等を行う体制が整備されていること。

6 指定申請若しくは変更届提出の際の添付書類

サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合若しくはサテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合は、介護保険法に規定する書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) サテライト事業所の位置を示した地図等
- (2) サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図等
- (3) サテライト事業所の利用に係る権原を示した書類、平面図、配置図等(本体事業所に係る指定申請若しくは変更届において必要とされる書類に準じる)
- (4) 上記5に示した要件を満たすために必要な体制等が整備されていることを示

す書類等。

- (5) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (6) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所の設置を必要とする理由（地域の特性上、通常の事業所を設置することが困難な理由）を記載した書面
- (8) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等一覧表

7 その他

- (1) サテライト事業所の設置を希望する事業者に対しては、事前相談を求めることを原則とし、特に本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うものとする。
- (2) この指針制定の際、現にサテライト事業所を有する介護保険事業所については、当該指針に適合する届出があったとみなすこととする。
ただし、この指針制定の後にサテライト事業所に既に配置している職員の数や実施地域等を変更する場合は、当該指針の要件を満たさなければならないものとする。

8 申請・届出先

サテライト事業所に係る申請・届出先は、本体事業所を所管する保健福祉事務所とする。